

# 意見書

令和6年7月8日貴会が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5

項の規定に基づき、公示した県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

## 記

1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。

2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。

3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

※本審並びに、専門部会での口頭陳述を希望します。

令和6年7月17日

提出者

住所 鹿児島市坂之上 3-8-37

氏名 長野誠

日本民主青年同盟 鹿児島県委員会

( 場名 ) 地方最低賃金審議会会長 殿

鹿児島県



他県写し

参考資料

2024年7月16日

熊本労働局長 金成 真一 様

熊本地方最低賃金審議会会長 倉田 賀世 様

日本民主青年同盟熊本県委員会

委員長 高崎 匡史

## 最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「夏休みに福岡に出稼ぎに行く」「食費を一番削っている」「生活費が高いので困っている」「経済的に余裕がなく苦しい」「物価が上がったがバイトの時給が変わらないのでまえより生活が苦しくなっている」——私たち民青同盟 熊本県委員と熊本地域班が合同で行った支援会には、多くの学生から窮状の声が寄せられています。

また、「実質賃金」が26ヶ月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。青年労働者の約5割は非正規雇用です。「奨学金の返済がきつい」「低賃金で、結婚も子育ても展望がもてない」等、切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は1004円（全国加重平均）でフランスやドイツ、イギリスや米ニューヨーク州の5～6割にとどまり、また、韓国の1010円を下回っています。深刻な物価高騰対策として、フランスやドイツは昨年、最低賃金を3回引き上げました。政府が今年の目標としている平均1000円では物価高騰に追い付きません。人間らしく生活するために1500円に向けた大幅引き上げが急務です。

熊本県の地域最低賃金は898円で東京都との格差は215円です。全国労働組合総連合（全労連）の都道府県組織による「最低生計費」調査によると、全国どこでも、時給1500～1700円必要という結果になっています。

中央最低賃金審議会が示した引き上げ額の「目安」では、Aランクが一番高く、地域間格差がまた拡大し、地方の人口流出に拍車をかけることになります。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、熊本県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

### 【要請項目】

- 最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上